

第 7 5 6 号
平成29年 7 月 10 日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

| 条 例 | 番号 | 頁数 |
|---|-----|----|
| ・天理市印鑑条例及び天理市手数料条例の一部を改正する条例 | 19 | 2 |
| ・天理市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 | 20 | 3 |
| ・天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 | 21 | 3 |
| ・天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 | 22 | 4 |
| ・天理市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例 | 23 | 4 |
| ・天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 24 | 5 |
| ・天理市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例 | 25 | 6 |
| ・天理市政治倫理条例の一部を改正する条例 | 26 | 6 |
| 規 則 | 番号 | 頁数 |
| ・天理市長等の政治倫理に関する規則等の一部を改正する規則 | 24 | 6 |
| ・天理市会計規則の一部を改正する規則 | 25 | 7 |
| 訓令甲 | 番号 | 頁数 |
| ・天理市総合計画策定会議規程の一部改正 | 5 | 7 |
| ・天理市行政改革推進本部設置要綱の一部改正 | 6 | 8 |
| ・天理市事務処理規程の一部改正 | 7 | 8 |
| 告 示 | 番号 | 頁数 |
| ・放置自転車等の保管について | 234 | 8 |
| ・放置自転車等の保管について | 235 | 9 |

| ・放置自転車等の保管について | 236 | 9 |
|---------------------------------------|-----|----|
| ・市道の区域変更及び供用開始について | 237 | 10 |
| ・放置自転車等の保管について | 238 | 10 |
| ・放置自転車等の保管について | 239 | 10 |
| ・放置自転車等の保管について | 240 | 11 |
| ・放置自転車等の保管について | 241 | 11 |
| ・放置自転車等の保管について | 242 | 12 |
| ・放置自転車等の保管について | 243 | 12 |
| ・放置自転車等の保管について | 244 | 12 |
| ・特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任について | 245 | 13 |
| ・放置自転車等の保管について | 246 | 13 |
| ・公示送達について | 247 | 13 |
| ・放置自転車等の保管について | 248 | 14 |
| ・放置自転車等の保管について | 249 | 14 |
| ・放置自転車等の保管について | 250 | 15 |
| ・平成29年度天理市一般会計補正予算(第1号)の要領について | 251 | 15 |
| ・放置自転車等の保管について | 252 | 21 |
| ・放置自転車等の保管について | 253 | 21 |
| ・放置自転車等の保管について | 254 | 21 |
| ・放置自転車等の保管について | 255 | 22 |
| ・放置自転車等の保管について | 256 | 22 |
| ・放置自転車等の保管について | 257 | 23 |
| ・天理市開発指導要綱の一部改正について | 258 | 23 |
| ・天理市開発指導要領の一部改正について | 259 | 23 |
| ・放置自転車等の保管について | 260 | 23 |
| ・放置自転車等の保管について | 261 | 24 |
| ・放置自転車等の保管について | 262 | 24 |
| ・放置自転車等の保管について | 263 | 25 |
| 公 告 | 番号 | 頁数 |
| ・天理市農業振興地域整備計画書の変更について | 25 | 25 |
| ・大和都市計画生産緑地地区の変更について | 26 | 25 |

| | | |
|-------------------------------------|-----------|-----------|
| ・農用地利用集積計画について | 27 | 26 |
| 教育委員会 | 番号 | 頁数 |
| ・定例教育委員会の招集について | 9 | 26 |
| 農業委員会 | 番号 | 頁数 |
| ・農業委員会の招集について | 6 | 26 |
| 監査委員 | 番号 | 頁数 |
| ・定期監査の結果（公表）について | 1 | 26 |
| 災害対策本部 | 番号 | 頁数 |
| ・天理市災害対策本部規程の一部改正について | 2 | 28 |
| 公営企業 | 番号 | 頁数 |
| ・平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】 | 23 | 28 |
| ・天理市上下水道事業管理者の職務を代理する職員の順序に関する規程の廃止 | 13 | 28 |
| ・天理市水洗便所改造資金貸付基金条例施行規程の一部改正 | 14 | 28 |
| ・天理市上下水道局事務分掌規程の一部改正 | 15 | 28 |
| ・天理市上下水道局決裁規程の一部改正 | 16 | 29 |
| ・天理市上下水道局庁舎管理規程の一部改正 | 17 | 29 |
| ・天理市上下水道局文書取扱規程の一部改正 | 18 | 29 |
| ・天理市上下水道局公印規程の一部改正 | 19 | 29 |
| ・天理市情報公開条例の施行に関する天理市上下水道局規程の一部改正 | 20 | 30 |
| ・天理市上下水道局水道技術管理者の職務に関する規程の一部改正 | 21 | 30 |
| ・天理市上下水道局職員就業規則の一 | 22 | 30 |

| | | |
|-------------------------------------|----|----|
| 部改正 | | |
| ・天理市上下水道局労働安全衛生委員会規程の一部改正 | 23 | 31 |
| ・天理市企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正 | 24 | 31 |
| ・天理市上下水道局被服等貸与規程の一部改正 | 25 | 31 |
| ・天理市上下水道局会計規程の一部改正 | 26 | 31 |
| ・天理市上下水道局債権管理条例施行規程の一部改正 | 27 | 32 |
| ・天理市水道施設の布設工事負担金徴収規程の一部改正 | 28 | 32 |
| ・天理市水道料金等の徴収業務及びその他の業務委託に関する規程の一部改正 | 29 | 32 |
| ・天理市指定給水装置工事事業者規程の一部改正 | 30 | 32 |
| ・天理市水道水源保護条例施行規程の一部改正 | 31 | 33 |
| ・天理市下水道条例施行規程の一部改正 | 32 | 33 |
| ・天理市指定下水道工事店等に関する規程の一部改正 | 33 | 33 |
| ・天理市農業集落排水処理施設条例施行規程の一部改正 | 34 | 34 |
| ・天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正 | 35 | 34 |
| ・平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】 | 24 | 37 |
| ・平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】 | 25 | 37 |

条 例

（平成29年 6 月22日 掲示済）

天理市印鑑条例及び天理市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 6 月22日

天理市長 並 河 健

天理市条例第19号

天理市印鑑条例及び天理市手数料条例の一部を改正する条例

（天理市印鑑条例の一部改正）

第 1 条 天理市印鑑条例（昭和45年 3 月天理市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第17条を第19条とし、第14条から第16条までを 2 条ずつ繰り下げる。

第13条第 3 号を削り、同条第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条を第15条とする。

第12条の 7 第 1 項中「接続された」の次に「本市又は」を加え、同条を第14条とする。

第12条の 3 から第12条の 6 までを削り、第12条の 2 を第13条とする。

（天理市手数料条例の一部改正）

第 2 条 天理市手数料条例（平成12年 3 月天理市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第19号中「が設置する専用の端末機（以下「自動交付機」という。）」を削り、同表第23号中「自動交付機又は」を削る。

附 則

この条例は、平成29年10月 1 日から施行する。

(平成29年 6 月22日 揭示済)

天理市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成29年 6 月22日

天理市長 並 河 健

天理市条例第20号

天理市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

天理市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月天理市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の促進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成29年 6 月22日 揭示済)

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成29年 6 月22日

天理市長 並 河 健

天理市条例第21号

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例(昭和38年3月天理市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第10条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市長が定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めるもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めるもの

第10条第11項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の1項を加える。

9 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めるもの」

とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めるもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めるもの(アに掲げる者を除く。)

とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定

は、平成30年1月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正後の天理市一般職の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第10条第10項(第2号に係る部分に限り、新条例附則第9項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した天理市一般職の職員の退職手当に関する条例(以下「退職手当条例」という。)第2条に規定する職員をいう。次項において同じ。)であって退職手当条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の施行の日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号)第4条の規定による改正後の職業安定法(昭和22年法律第141号。以下「改正後職業安定法」という。)第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第11項(第5号に係る部分に限り、退職手当条例第10条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

(平成29年6月22日揭示済)

天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月22日

天理市長 並 河 健

天理市条例第22号

天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月天理市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

(天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年12月天理市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第39条第1項中「聞く」を「聴く」に改める。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第86条中「第38条、第39条」の次に「(第5項を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成29年6月22日揭示済)

天理市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月22日

天理市長 並 河 健

天理市条例第23号

天理市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

天理市道に設ける道路標識の寸法を定める条例(平成24年12月天理市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項、第6条第1項及び第7条第1項中「118の4-A・B」を「118の5-A・B」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成29年6月22日揭示済)

天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月22日

天理市長 並 河 健

天理市条例第24号

天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月天理市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「ただし書」の次に「及び地方公営企業法施行令第8条の2」を加え、「を通じて天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）1人を置く」を「に管理者を置かないものとする」に改め、同条第2項中「管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。
（天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例の廃止）
- 2 天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例（平成22年3月天理市条例第18号）は、廃止する。
（天理市情報公開条例の一部改正）
- 3 天理市情報公開条例（平成9年12月天理市条例第31号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「市長」の次に「（上下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）」を加え、「上下水道事業管理者」を削る。
（天理市個人情報保護条例の一部改正）
- 4 天理市個人情報保護条例（平成15年12月天理市条例第40号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「市長」の次に「（上下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）」を加え、「上下水道事業管理者」を削る。
（天理市政治倫理条例の一部改正）
- 5 天理市政治倫理条例（平成23年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。
第1条中「、上下水道事業管理者」を削る。
第6条第3項中「、教育長及び上下水道事業管理者」を「及び教育長」に改める。
（天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 6 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年1月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「、教育長及び上下水道事業管理者」を「及び教育長」に改める。
（天理市職員等の旅費に関する条例の一部改正）
- 7 天理市職員等の旅費に関する条例（昭和37年3月天理市条例第12号）の一部を次のように改正する。
別表甲の項中「上下水道事業管理者」を削る。
（天理市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正）
- 8 天理市水洗便所改造資金貸付基金条例（昭和49年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。
第8条中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。
（天理市上下水道事業経営審議会条例の一部改正）
- 9 天理市上下水道事業経営審議会条例（平成23年3月天理市条例第7号）の一部を次のように改正する。
第2条中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。
（天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）
- 10 天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年12月天理市条例第35号）の一部を次のように改正する。
第4条中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。
（天理市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部改正）
- 11 天理市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例（平成28年3月天理市条例第29号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。
（天理市水道事業給水条例の一部改正）
- 12 天理市水道事業給水条例（平成9年12月天理市条例第37号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。
（天理市水道水源保護条例の一部改正）

- 13 天理市水道水源保護条例（平成14年 6 月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 2 号中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。
（天理市下水道条例の一部改正）
- 14 天理市下水道条例（昭和48年12月天理市条例第36号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第13号及び第22条第 3 項中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。
（天理市農業集落排水処理施設条例の一部改正）
- 15 天理市農業集落排水処理施設条例（平成 9 年 3 月天理市条例第16号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 5 号及び第19条第 3 項中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。
（天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）
- 16 天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 2 項中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

（平成29年 6 月22日 掲示済）

天理市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 6 月22日

天理市長 並 河 健

天理市条例第25号

天理市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

天理市議会の議員の定数を定める条例（平成13年 3 月天理市条例第19号）の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「16人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

（平成29年 6 月22日 掲示済）

天理市政治倫理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 6 月22日

天理市長 並 河 健

天理市条例第26号

天理市政治倫理条例の一部を改正する条例

天理市政治倫理条例（平成23年 3 月天理市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「及び議員の配偶者」を「若しくは議員の配偶者若しくは 1 親等の親族」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の天理市政治倫理条例の規定は、この条例の施行の日以後に任期が開始する市長等及び議員である者に適用する。

規 則

（平成29年 6 月30日 掲示済）

天理市長等の政治倫理に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 6 月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第24号

天理市長等の政治倫理に関する規則等の一部を改正する規則

（天理市長等の政治倫理に関する規則の一部改正）

第 1 条 天理市長等の政治倫理に関する規則（平成23年 3 月天理市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項中「、教育長及び上下水道事業管理者」を「及び教育長」に改める。

（天理市職員任用規則の一部改正）

第 2 条 天理市職員任用規則（昭和56年 9 月天理市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号中「、上下水道事業管理者」を削り、「及び総務部長」を「、総務部長及び上下水道局長」に改める。

（次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部改正）

第 3 条 次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（平成17年 6 月天理市規則第16号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。
(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部改正)

第 4 条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則(平成28年 3 月天理市規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。
(天理市上下水道事業管理者に対する事務委任規則の一部改正)

第 5 条 天理市上下水道事業管理者に対する事務委任規則(平成25年 3 月天理市規則第21号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上下水道事業の管理者の権限を行う市長に対する事務委任規則

第 1 条及び第 2 条中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(平成29年 6 月 30 日 掲 示 済)

天理市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 6 月 30 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第25号

天理市会計規則の一部を改正する規則

天理市会計規則(昭和45年 3 月天理市規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

| | |
|-------------|----|
| 建設部まちづくり事業課 | 課長 |
|-------------|----|

」を「

| | |
|--------------------|------|
| 建設部まちづくり事業課 | 課長 |
| 建設部まちづくり事業課区画整理推進室 | 担当課長 |

」に改める。

別表第 2 中

「

| | | |
|-----------|--------------------|--------------------|
| まちづくり事業課長 | 所管に係る工事用原材料の出納及び保管 | (物) 街路公園係長及び区画整理係長 |
| | 保留地処分金等の出納 | (現) 区画整理係長 |
| | 行政財産使用料の収納 | |

」

を「

| | | |
|---------------------|--------------------|------------|
| まちづくり事業課長 | 所管に係る工事用原材料の出納及び保管 | (物) 街路公園係長 |
| まちづくり事業課区画整理推進室担当課長 | 所管に係る工事用原材料の出納及び保管 | (物) 区画整理係長 |
| | 保留地処分金等の出納 | (現) 区画整理係長 |
| | 行政財産使用料の収納 | |

に改める。

附 則

この規則は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

訓令甲

(平成29年 6 月 30 日 掲 示 済)

天理市訓令甲第 5 号

天理市総合計画策定会議規程(昭和53年12月天理市訓令甲第 6 号)の一部を次のように改正する。

平成29年 6 月 30 日

天理市長 並 河 健

別表中「教育長 上下水道事業管理者」を「教育長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(平成29年 6 月 30 日 掲 示 済)

天理市訓令甲第 6 号

天理市行政改革推進本部設置要綱（昭和60年 3 月天理市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 6 月 30 日

天理市長 並 河 健

別表中「教育長 上下水道事業管理者」を「教育長」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(平成29年 6 月 30 日 掲 示 済)

天理市訓令甲第 7 号

天理市事務処理規程（昭和40年 1 月天理市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 6 月 30 日

天理市長 並 河 健

別表 2 まちづくり事業課の項中

「

| | |
|--------------|--|
| まちづくり 事業課 | 街路・公園事業の 調査及び設計 |
| | 工事の指導及び監 督 |
| | 道路交通法に基 づく申請 |
| | 天理駅周辺整備 事業の設計 |
| | 天理駅周辺整備 事業に係る工事の 指導及び監督 |
| | (仮称) 奈良県国 際芸術家村の周 辺整備事業の施 行及び工事監督 |
| | 土地区画整理事 業 |
| | 工事の指導及び監 督 |
| | 証明書の発行 |
| | 行政財産使用許 可 |
| | 行政財産使用料 の減免 |

を

「

| | |
|----------------------------------|--|
| まちづくり 事業課 | 街路・公園事業の 調査及び設計 |
| | 工事の指導及び監 督 |
| | 道路交通法に基 づく申請 |
| | 天理駅周辺整備 事業の設計 |
| | 天理駅周辺整備 事業に係る工事の 指導及び監督 |
| | (仮称) 奈良県国 際芸術家村の周 辺整備事業の施 行及び工事監督 |
| まちづくり 事業課 区 画 整 理 推 進 室 | 土地区画整理事 業 |
| | 工事の指導及び監 督 |
| | 証明書の発行 |
| | 行政財産使用許 可 |
| | 行政財産使用料 の減免 |

に改める。

」

」

附 則

この規程は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

告 示

(平成29年 6 月 6 日 掲 示 済)

天理市告示第 2 3 4 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 6 月 6 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

- 自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年6月6日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年6月6日から平成29年8月7日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
 - 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
 - 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

（平成29年6月7日揭示済）

天理市告示第235号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年6月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年6月7日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年6月7日から平成29年8月8日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- （以下 略）

（平成29年6月8日揭示済）

天理市告示第236号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年6月8日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年6月8日
- 3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年6月8日から平成29年8月9日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年6月9日揭示済)

天理市告示第237号

市道の区域変更及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定により、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、建設部監理課において告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成29年6月9日

天理市長 並 河 健

- 1 道路の種類 市道
- 2 区域決定の区間

| | 路線番号 | 路線名 | 区間先地番 | | 新旧別 | 幅員(m) | | 総延長(m) | 実延長(m) |
|---|------|--------|--------|----------|-----|-------|------|--------|--------|
| | | | 起点 | 終点 | | 最大 | 最小 | | |
| 7 | 31 | 横田南六条線 | 南六条町 | 南六条町 | 新 | 20.60 | 2.85 | 864.06 | 881.22 |
| | | | 大和郡山市界 | 国道24号線合接 | 旧 | 20.60 | 2.85 | 864.06 | 864.06 |

- 3 供用開始年月日 平成29年6月9日

(平成29年6月9日揭示済)

天理市告示第238号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年6月9日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年6月9日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年6月9日から平成29年8月10日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年6月12日揭示済)

天理市告示第239号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年6月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、
なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年6月12日
 - 3 移動対象区域
天理市田町410番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年6月12日から平成29年8月13日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年6月12日揭示済)

天理市告示第240号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年6月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年6月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年6月12日から平成29年8月13日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年6月13日揭示済)

天理市告示第241号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年6月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年6月13日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年6月13日から平成29年8月14日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年6月14日揭示済)

天理市告示第242号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年6月14日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年6月14日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年6月14日から平成29年8月15日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年6月15日揭示済)

天理市告示第243号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年6月15日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年6月15日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年6月15日から平成29年8月16日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年6月16日揭示済)

天理市告示第244号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年6月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年6月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年6月16日から平成29年8月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年6月19日揭示済)

天理市告示第245号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）の第49条第1項の規定により、平成29年6月19日から特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任することとした。

なお、本市に設置されている執行機関から同機構への同事務の委任も含む。

平成29年6月19日

天理市長 並 河 健

(平成29年6月19日揭示済)

天理市告示第246号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年6月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年6月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年6月19日から平成29年8月20日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年6月19日揭示済)

天理市告示第247号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができな

いので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年6月19日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（平成29年6月20日揭示済）

天理市告示第248号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年6月20日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年6月20日

3 移動対象区域

天理市田町226番地1先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

（1）返還期間

平成29年6月20日から平成29年8月21日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2）返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

（以下 略）

（平成29年6月20日揭示済）

天理市告示第249号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年6月20日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年6月20日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

（1）返還期間

平成29年6月20日から平成29年8月21日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2）返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

（以下 略）

(平成29年6月21日揭示済)

天理市告示第250号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年6月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年6月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年6月21日から平成29年8月22日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年6月23日揭示済)

天理市告示第251号

平成29年6月22日付で議決のあった平成29年度天理市一般会計補正予算（第1号）等の要領は、次のとおりである。

平成29年6月23日

天理市長 並 河 健

平成29年度天理市一般会計補正予算（第1号）

平成29年度天理市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165,785千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,105,785千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|-----------|--------|-----------|
| 14 国庫支出金 | | 3,667,764 | 60,274 | 3,728,038 |
| | 2 国庫補助金 | 610,383 | 60,274 | 670,657 |
| 18 繰入金 | | 969,471 | 299 | 969,770 |
| | 1 基金繰入金 | 969,471 | 299 | 969,770 |
| 19 繰越金 | | 200,000 | 41,512 | 241,512 |
| | 1 繰越金 | 200,000 | 41,512 | 241,512 |
| 20 諸収入 | | 470,332 | 13,400 | 483,732 |
| | 5 雑入 | 314,685 | 13,400 | 328,085 |
| 21 市債 | | 1,777,100 | 50,300 | 1,827,400 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----|------|------------|---------|------------|
| | 1 市債 | 1,777,100 | 50,300 | 1,827,400 |
| 歳入 | 合計 | 24,940,000 | 165,785 | 25,105,785 |

2 歳出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------|-----------|---------|-----------|
| 2 総務費 | | 2,821,580 | 156,746 | 2,978,326 |
| | 1 総務管理費 | 2,280,352 | 156,746 | 2,437,098 |
| 3 民生費 | | 9,932,765 | 1,768 | 9,934,533 |
| | 1 社会福祉費 | 4,422,531 | 270 | 4,422,801 |
| | 2 児童福祉費 | 4,286,315 | 1,282 | 4,287,597 |
| | 3 生活保護費 | 1,223,468 | 216 | 1,223,684 |
| 4 衛生費 | | 1,750,372 | 50 | 1,750,422 |
| | 1 保健衛生費 | 720,383 | 50 | 720,433 |
| 8 土木費 | | 3,361,928 | 5,621 | 3,367,549 |
| | 4 都市計画費 | 2,494,813 | 5,621 | 2,500,434 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|-------|------------|---------|------------|
| 9 消防費 | | 863,857 | 1,600 | 865,457 |
| | 1 消防費 | 863,857 | 1,600 | 865,457 |
| 歳出 | 合計 | 24,940,000 | 165,785 | 25,105,785 |

第2表 債務負担行為補正

追加

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----------------|------------------|-------------|
| 若者世代男女共同就業促進事業 | 平成30年度から平成32年度まで | 7,650 千円 |

第3表 地方債補正

変更

| 起債の目的 | 補 正 前 | | | | 補 正 後 | | | |
|----------|--------------|-----------------|---|--|--------------|--------|-----|-------|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
| 体育施設整備事業 | 12,500 千円 | 証書借入れ 又は証券発行 | 年5.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率) | 政府資金に ついてはそ の融資条件 により、銀 行その他の 場合にはそ の債権者と 協定するも のとする。 ただし、市 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、又は 繰上償還も しくは低利 に借換えす ることがで きる。 | 62,800 千円 | 補正前に同じ | | |

平成29年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成29年度天理市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,616千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,837,816千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|-------|--------------|-------------|--------------|
| 10 繰越金 | | 千円 24,615 | 千円 2,616 | 千円 27,231 |
| | 1 繰越金 | 24,615 | 2,616 | 27,231 |
| 歳入合計 | | 7,835,200 | 2,616 | 7,837,816 |

2 歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|-------------|-----------|-------------|-------------|
| 4 前期高齢者納付金等 | | 千円 698 | 千円 2,616 | 千円 3,314 |
| | 1 前期高齢者納付金等 | 698 | 2,616 | 3,314 |
| 歳 出 合 計 | | 7,835,200 | 2,616 | 7,837,816 |

(平成29年 6 月23日 掲示済)

天理市告示第252号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 6 月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 6 月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 6 月23日から平成29年 8 月24日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 6 月26日 掲示済)

天理市告示第253号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 6 月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 6 月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 6 月26日から平成29年 8 月27日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 6 月27日 掲示済)

天理市告示第254号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 6 月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

平成29年 6 月27日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 6 月27日から平成29年 8 月28日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 6 月28日揭示済)

天理市告示第255号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 6 月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 6 月28日
 - 3 移動対象区域
天理市富堂町131番地18先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 6 月28日から平成29年 8 月29日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 6 月28日揭示済)

天理市告示第256号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 6 月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 6 月28日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 6 月28日から平成29年 8 月29日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成29年6月29日揭示済)

天理市告示第257号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年6月29日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年6月29日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年6月29日から平成29年8月30日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年6月30日揭示済)

天理市告示第258号

天理市開発指導要綱（平成元年9月天理市告示第44号）の一部を次のように改正する。

平成29年6月30日

天理市長 並 河 健

第12条中「天理市上下水道事業管理者（以下「上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「上下水道事業の管理者」に改め、同条第2号中「上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者」に改める。

第15条第1項中「上下水道管理者」を「上下水道事業の管理者」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

(平成29年6月30日揭示済)

天理市告示第259号

天理市開発指導要領（平成元年9月天理市告示第45号）の一部を次のように改正する。

平成29年6月30日

天理市長 並 河 健

第12条第1項第1号中「天理市上下水道事業管理者（以下「上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「上下水道事業の管理者」に改め、同項第3号及び同条第2項第5号中「上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者」に改める。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

(平成29年6月30日揭示済)

天理市告示第260号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年6月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年6月30日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年6月30日から平成29年8月31日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年7月3日揭示済)

天理市告示第261号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年7月3日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年7月3日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年7月3日から平成29年9月3日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年7月4日揭示済)

天理市告示第262号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年7月4日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年7月4日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年7月4日から平成29年9月4日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年7月4日揭示済)

天理市告示第263号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年7月4日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年7月4日

3 移動対象区域

天理市西長柄町66番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年7月4日から平成29年9月4日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

公 告

(平成29年6月6日揭示済)

天理市公告第25号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた天理農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月6日

天理市長 並 河 健

1. 変更後の農業振興地域整備計画書写しの縦覧場所

天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町605番地

(平成29年6月12日揭示済)

天理市告示第26号

大和都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

平成29年6月12日

天理市長 並 河 健

1. 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画生産緑地地区

2. 変更に係る都市計画を定める土地の区域

天理市指柳町および石上町の一部

3. 都市計画の案の縦覧場所

天理市川原城町605番地

天理市建設部まちづくり計画課内

4. 都市計画の案の縦覧期日

平成29年6月12日から6月26日まで

4. 都市計画の案に対する意見の提出要領

市民及び利害関係人はこの都市計画の案について意見書を提出することができる。意見書を提出しよ

うとする者は、住所、氏名、連絡先、意見の要旨及びその理由を記載した文書を市長あてで平成29年 6 月 26 日までに、天理市建設部まちづくり計画課に必着するように提出してください。

(平成29年 6 月 30 日 揭示済)

天理市公告第27号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成29年 6 月 30 日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会

(平成29年 6 月 12 日 揭示済)

天教告示第 9 号

平成29年 6 月 16 日午後 1 時から 6 月 定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成29年 6 月 12 日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

(平成29年 6 月 30 日 揭示済)

天農委告示第 6 号

平成29年 7 月 7 日午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成29年 6 月 30 日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

- 議案第 1 号 農地法第 3 条に関する申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条に関する申請について
- 議案第 3 号 天理農業振興地整備計画の変更について
- 議案第 4 号 その他

①市街化区域の専決処分について(報告)

監査委員

(平成29年 6 月 26 日 揭示済)

天監委告示第 1 号

定期監査の結果について(公表)

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定により、平成29年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年 6 月 26 日

天理市監査委員 梅 崎 浩 充
天理市監査委員 松 井 義 憲
天理市監査委員 中 西 一 喜

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の執行期間及び監査対象

| 監査執行期間 | 監査対象 | 予算執行状況調査日 |
|-----------------------|-------|------------------|
| 平成 29 年 4 月 10 日～14 日 | 農業委員会 | 平成 29 年 3 月 31 日 |
| 〃 5 月 1 日～12 日 | 議会事務局 | 〃 |

- 3 監査の範囲
平成28年度の財務に関する事務の執行状況等
- 4 監査の対象事項
 - (1) 予算の執行状況
 - (2) 収入及び支出の事務処理状況
 - (3) 補助金関係の事務処理状況
 - (4) 契約関係の事務処理状況
 - (5) 財産の管理状況
 - (6) 物品の出納保管状況

5 監査の方法

監査対象となった各所属長から資料の提出を求め、予算の執行、収入及び支出の事務処理等、財務に関する事務処理が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか、関係諸帳簿と照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、監査を行った。

6 監査の結果

事務処理等は、予算の目的に従い、法令に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、注意すべき事項については、関係職員に指示しておいた。

監査の結果は、以下のとおりである。

【農業委員会】

○ 予算の執行状況について

歳入

| 目 | 予算現額 円 | 調定額 円 | 収入済額 円 | 収入未済額 円 | 収入率 % |
|---------|-----------|-----------|-----------|------------|----------|
| 総務手数料 | 72,000 | 45,000 | 59,700 | -14,700 | 132.7 |
| 農林費県補助金 | 2,547,000 | 3,339,000 | 3,339,000 | 0 | 100.0 |
| 雑入 | 998,000 | 1,241,946 | 1,241,946 | 0 | 100.0 |
| 合計 | 3,617,000 | 4,625,946 | 4,640,646 | -14,700 | 100.3 |

歳出

平成29年3月31日現在

| 目 | 予算現額 円 | 支出済額 円 | 残額 円 | 執行率 % |
|--------|------------|------------|---------|----------|
| 農業委員会費 | 12,205,000 | 11,530,538 | 674,462 | 94.5 |
| 合計 | 12,205,000 | 11,530,538 | 674,462 | 94.5 |

平成29年3月31日現在

歳入の主なものは、農林費県補助金の農業委員会交付金である。

歳出の主なものは、農業委員会費の農業委員報酬である。

注:職員給与費除く。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

議会事務局

○ 予算の執行状況について

歳入

| 目 | 予算現額 円 | 調定額 円 | 収入済額 円 | 収入未済額 円 | 収入率 % |
|-------|-----------|----------|-----------|------------|----------|
| 市預金利子 | 0 | 5 | 5 | 0 | 100.0 |
| 合計 | 0 | 5 | 5 | 0 | 100.0 |

歳出

平成29年3月31日現在

| 目 | 予算現額 円 | 支出済額 円 | 残額 円 | 執行率 % |
|-----|-------------|-------------|-----------|----------|
| 議会費 | 228,595,000 | 221,842,871 | 6,752,129 | 97.0 |
| 合計 | 228,595,000 | 221,842,871 | 6,752,129 | 97.0 |

平成29年3月31日現在

歳入については、交際費預金にかかる利子である。

歳出の主なものは、議会費の議員人件費である。

注:職員給与費除く。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

むすび

以上が平成29年度の農業委員会及び議会事務局の定期監査を行った結果である。

予算執行状況、歳入歳出の事務処理状況、物品の出納保管状況及び財産の管理等について監査を実施した結果、各予算は目的に従い法令に準拠し適正に処理されていた。今後の予算執行においても的確な対応並びに適正な対処をされるよう要望する。

災害対策本部

(平成29年 6 月30日 揭示済)

天理市災害対策本部告示第 2 号

天理市災害対策本部規程(平成 8 年 3 月天理市災害対策本部告示第 1 号)の一部を次のように改正する。
平成29年 6 月30日

天理市災害対策本部長
天理市長 並 河 健

第 4 条中「、上下水道事業管理者」を削る。

附 則

この規程は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

公営企業

(平成29年 6 月15日 揭示済)

天理市上下水道局公告第23号

平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年 3 月天理市条例第 1 号)第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年 6 月15日

天理市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 幸 田 雅 晴

記

| | |
|-------------|--------------------|
| 排水区域の名称 | 負担金を賦課しようとする区域(町名) |
| 大和川第 7 処理分区 | 西長柄町の一部 |

(平成29年 6 月22日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第13号

天理市上下水道事業管理者の職務を代理する職員の順序に関する規程(平成22年 3 月天理市水道局管理規程第21号)は、廃止する。

平成29年 6 月22日

天理市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 幸 田 雅 晴

附 則

この規程は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(平成29年 6 月22日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第14号

天理市水洗便所改造資金貸付基金条例施行規程(平成22年 4 月天理市上下水道局管理規程第26号)の一部を次のように改正する。

平成29年 6 月22日

天理市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 幸 田 雅 晴

第 2 条第 1 項中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

様式第 1 号中「天理市上下水道事業管理者」を「天理市長」に改める。

様式第 2 号中「天理市上下水道事業管理者 印」を「天理市長 印」に改める。

様式第 3 号中「天理市上下水道事業管理者」を「天理市長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(平成29年 6 月22日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第15号

天理市上下水道局事務分掌規程(平成13年 3 月天理市水道ガス局管理規程第 1 号)の一部を次のように改正する。

平成29年 6 月22日

天理市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 幸 田 雅 晴

第13条中「上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(平成29年 6 月22日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第16号

天理市上下水道局決裁規程（平成13年 3 月天理市水道ガス局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 6 月22日

天理市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 幸 田 雅 晴

第 1 条中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

別表第 1 第13号中「100万円」を「1,000万円」に改め、同表第14号中「500万円」を「1,000万円」に改め、同表第15号中「1件2,000万円未満の」を削り、同表第17号中「目」を「項」に改める。

別表第 3 経営管理室担当課長の項第 3 号中「1件10万円未満の」を削り、同項第 6 号を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 予算に計上された義務的又は定例的な支出負担行為の決定及び支出命令に関すること。

別表第 3 経営管理室担当課長の項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とする。

附 則

この規程は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(平成29年 6 月22日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第17号

天理市上下水道局庁舎管理規程（平成13年 3 月天理市水道ガス局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

平成29年 6 月22日

天理市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 幸 田 雅 晴

第 1 条中「上下水道局庁舎」を「庁舎」に改める。

第 2 条中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

第 4 条第 1 項の表中

| | | |
|----------|------|---|
| 浄水場及び受水池 | 浄水課長 | を |
| 配水池 | 給水課長 | |

| | | |
|--------------|------|---|
| 浄水場、受水池及び配水池 | 浄水課長 | に |
|--------------|------|---|

改める。

第18条中「庁舎管理者の」を削り、「様式第 2 号) を」の次に「庁舎管理者に」を加える。

様式第 2 号中「天理市上下水道事業管理者」を「庁舎管理者」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(平成29年 6 月22日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第18号

天理市上下水道局文書取扱規程（平成13年 3 月天理市水道ガス局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 6 月22日

天理市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 幸 田 雅 晴

第12条第 3 号中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(平成29年 6 月22日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第19号

天理市上下水道局公印規程（平成13年 3 月天理市水道ガス局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 6 月22日

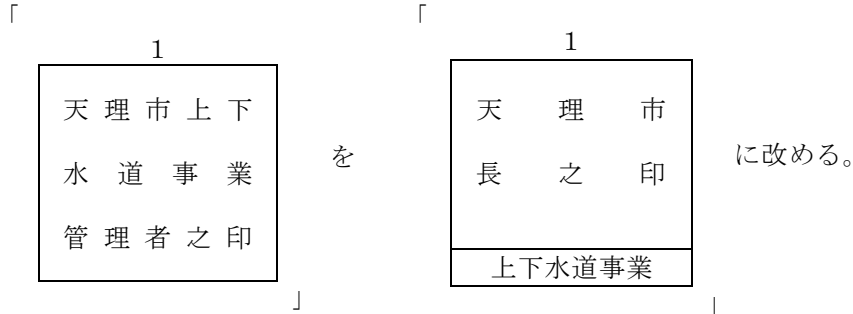
天理市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 幸 田 雅 晴

第 2 条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 市長印
- (2) 上下水道局印
- (3) 上下水道局長印

第 2 条第 2 項中「上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改め、「上席の」を削り、「上下水道事業管理者印を使用し、上下水道事業管理者職務代理者印は、調製しないものとする」を「市長印を使用するものとする」に改める。

別表中「天理市上下水道事業管理者印」を「市長印」に、「天理市上下水道局印」を「上下水道局印」に、「天理市上下水道局長印」を「上下水道局長印」に、



附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に改正前の天理市上下水道局公印規程別表に規定する上下水道事業管理者印の印影及び上下水道事業管理者名が印刷されている納入通知書等で残存するものは、当分の間、改正後の同表に規定する市長印の印影及び市長名が印刷されているものとみなして、なお使用することができる。

(平成29年 6 月22日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第20号

天理市情報公開条例の施行に関する天理市上下水道局規程（平成10年 3 月天理市水道ガス局管理規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 6 月22日

天理市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 幸 田 雅 晴

本則中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(平成29年 6 月22日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第21号

天理市上下水道局水道技術管理者の職務に関する規程（平成17年 6 月天理市水道局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 6 月22日

天理市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 幸 田 雅 晴

第 2 条第 2 項中「天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

第 3 条中「管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(平成29年 6 月22日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第22号

天理市上下水道局職員就業規則（平成13年 3 月天理市水道ガス局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 6 月22日

天理市上下水道事業管理者職務代理者

上下水道局長 幸 田 雅 晴

第 2 条第 1 項中「上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

様式第 1 号及び様式第 4 号中

「天理市上下水道事業管理者
様」を「天理市長 様」に改める。

様式第 5 号中

「天理市上下水道事業管理者
印」を「天理市長 印」に改める。

様式第 7 号、様式第 8 号、様式第10号及び様式第11号中

「天理市上下水道事業管理者
様」を「天理市長 様」に改める。

様式第13号から様式第15号までの規定中「天理市上下水道事業管理者」を「天理市長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(平成29年 6 月22日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第23号

天理市上下水道局労働安全衛生委員会規程（平成 3 年 3 月天理市水道ガス局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 6 月22日

天理市上下水道事業管理者職務代理者

上下水道局長 幸 田 雅 晴

第 2 条中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(平成29年 6 月22日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第24号

天理市企業職員の特殊勤務手当に関する規程（昭和38年 4 月天理市水道ガス部管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 6 月22日

天理市上下水道事業管理者職務代理者

上下水道局長 幸 田 雅 晴

第 2 条第 2 項及び第 4 条中「管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(平成29年 6 月22日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第25号

天理市上下水道局被服等貸与規程（平成13年 3 月天理市水道ガス局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

平成29年 6 月22日

天理市上下水道事業管理者職務代理者

上下水道局長 幸 田 雅 晴

第 2 条中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(平成29年 6 月22日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第26号

天理市上下水道局会計規程（平成13年 3 月天理市水道ガス局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

平成29年 6 月22日

天理市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 幸 田 雅 晴

第2条第2項中「をもって充てる」を「とする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、経営管理室担当課長に事故があるとき、又は経営管理室担当課長が欠けたときは、経営管理室長の職にある者を企業出納員とみなすものとする。

第2条第4項中「上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(平成29年 6 月22日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第27号

天理市上下水道局債権管理条例施行規程（平成28年 3 月天理市上下水道局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 6 月22日

天理市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 幸 田 雅 晴

本則中「上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(平成29年 6 月22日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第28号

天理市水道施設の布設工事負担金徴収規程（昭和62年 5 月天理市水道ガス局管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 6 月22日

天理市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 幸 田 雅 晴

第3条第1号中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(平成29年 6 月22日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第29号

天理市水道料金等の徴収業務及びその他の業務委託に関する規程（平成23年 6 月天理市上下水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

平成29年 6 月22日

天理市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 幸 田 雅 晴

第2条第6号中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(平成29年 6 月22日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第30号

天理市指定給水装置工事事業者規程（平成10年 2 月天理市水道ガス局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 6 月22日

天理市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 幸 田 雅 晴

第2条第4号中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

別記様式中

「天理市上下水道事業管理者
印」 を「天理市長 印」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(平成29年 6 月22日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第31号

天理市水道水源保護条例施行規程（平成14年 6 月天理市水道局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 6 月22日

天理市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 幸 田 雅 晴

様式第 1 号から様式第 3 号までの規定中「天理市上下水道事業管理者」を「天理市長」に改める。

様式第 4 号から様式第 6 号までの規定中

「天理市上下水道事業管理者
印」を「天理市長 印」に改める。

様式第 7 号中「天理市上下水道事業管理者」を「天理市長」に改める。

様式第 8 号から様式第11号までの規定中

「天理市上下水道事業管理者
印」を「天理市長 印」に改める。

附 則

この規定は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(平成29年 6 月22日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第32号

天理市下水道条例施行規程（平成22年 4 月天理市上下水道局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

平成29年 6 月22日

天理市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 幸 田 雅 晴

第 2 条第 2 項中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

様式第 1 号中「天理市上下水道事業管理者」を「天理市長」に改める。

様式第 2 号中「天理市上下水道事業管理者 印」を「天理市長 印」に改める。

様式第 3 号、様式第 4 号及び様式第 7 号から様式第 9 号までの規定中「天理市上下水道事業管理者」を「天理市長」に改める。

様式第10号中「天理市上下水道事業管理者 印」を「天理市長 印」に改める。

様式第11号及び様式第12号中「天理市上下水道事業管理者」を「天理市長」に改める。

様式第13号中「天理市上下水道事業管理者 印」を「天理市長 印」に改める。

様式第14号中「天理市上下水道事業管理者」を「天理市長」に改める。

様式第15号中「天理市上下水道事業管理者 印」を「天理市長 印」に改める。

様式第16号中「天理市上下水道事業管理者」を「天理市長」に改める。

様式第17号中「天理市上下水道事業管理者 印」を「天理市長 印」に改める。

様式第18号中「天理市上下水道事業管理者」を「天理市長」に改める。

様式第19号中「天理市上下水道事業管理者 印」を「天理市長 印」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(平成29年 6 月22日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第33号

天理市指定下水道工事店等に関する規程（平成26年 3 月天理市上下水道局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 6 月22日

天理市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 幸 田 雅 晴

第 2 条第 1 項中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「天理市上下水道事業管理者」を「天理市長」に改める。

様式第 3 号中

「天理市上下水道事業管理者
印」を「天理市長 印」に改める。

様式第 4 号から様式第 6 号までの規定中「天理市上下水道事業管理者」を「天理市長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(平成29年 6 月22日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第34号

天理市農業集落排水処理施設条例施行規程（平成22年 4 月天理市上下水道局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

平成29年 6 月22日

天理市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 幸 田 雅 晴

第 2 条第 4 号中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

様式第 1 号中「天理市上下水道事業管理者」を「天理市長」に改める。

様式第 2 号中「天理市上下水道事業管理者 印」を「天理市長 印」に改める。

様式第 3 号、様式第 4 号及び様式第 7 号から様式第 9 号までの規定中「天理市上下水道事業管理者」を「天理市長」に改める。

様式第10号中「天理市上下水道事業管理者 印」を「天理市長 印」に改める。

様式第11号及び様式第12号中「天理市上下水道事業管理者」を「天理市長」に改める。

様式第13号中「天理市上下水道事業管理者 印」を「天理市長 印」に改める。

様式第14号中「天理市上下水道事業管理者」を「天理市長」に改める。

様式第15号中「天理市上下水道事業管理者 印」を「天理市長 印」に改める。

様式第16号中「天理市上下水道事業管理者」を「天理市長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(平成29年 6 月22日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第35号

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成22年 4 月天理市上下水道局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

平成29年 6 月22日

天理市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 幸 田 雅 晴

第 2 条第 1 項中「上下水道事業管理者」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

第 9 条の見出し中「及び納期前納付」を削り、同条第 2 項から第 4 項までを削る。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「天理市上下水道事業管理者」を「天理市長」に改める。

様式第 3 号中「天理市上下水道事業管理者 印」を「天理市長 印」に改める。

様式第 4 号及び様式第 5 号を次のように改める。

様式第 4 号 (第 6 条関係)

下水道事業受益者負担金決定通知書

No. _____

| | | | | | | | | |
|---------------------|-------------|-------|-------------------------|-------|-------|--------------------------|----------------------|--|
| 賦課年度 | 受益者 | | | | | 年 月 日 | | |
| 台帳番号 | 住所 | | | | | 天理市長 印 | | |
| | 氏名 様 | | | | | 次のとおり、受益者負担金を決定したので通知する。 | | |
| 当初の負担金額の算式 | A 当初の負担金決定額 | | B 受益者負担分 (A×1/20× 回+端数) | | C 減免額 | D 徴収猶予額 | E 差引負担金納付額 | F あなたが納付する納期数 |
| 単位負担金額 (1㎡当たり) 94円× | 円 | | 円 | | 円 | 円 | 円 | 回 |
| 期別納付額 | 年度分計 | 第 1 期 | 第 2 期 | 第 3 期 | 第 4 期 | 年度第 1 期 | 最終納期 年度 期 | 左記の期別納付額を納期ごとに別紙納入通知書によって納めてください。(この通知書では納入できません。) |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 左の金額で最終納期まで納付してください。 | |

賦課根拠その他

- この負担金は、天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年3月天理市条例第1号)第8条の規定により賦課されるものであり、同条例施行規程第6条の規定により賦課決定を通知するものです。
- この負担金は、5年(20回)に分割し、毎年4回、次に掲げる納期に納付通知書で納付してください。

| | | | |
|-------------------|-------------------|---------------------|---------------------|
| 第 1 期 | 第 2 期 | 第 3 期 | 第 4 期 |
| 6月1日から 6月30日まで | 9月1日から 9月30日まで | 12月1日から 12月28日まで | 翌年3月1日から 3月31日まで |
- 受益者に変更があったときは、速やかに受益者変更届を提出してください。なお、あなたが天理市内に居住せず、又は事業所等を有していない場合は、納付管理人を定めて、受益者負担金納付管理人届を提出してください。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号 (第7条関係)

下水道事業受益者負担金
1 領収証書 下水

| | |
|--------------------------|---|
| 年度 | 第 1 期 分 |
| 受益者 (納付管理人) | |
| 様 | |
| 下 水 道 事 業 会 計 | |
| 下水道事業受益者負担金 | |
| 納 付 書 番 号 | 納 付 額 |
| | 円 |
| 納 期 限 年 月 日 | |
| 上記の金額領収しました。 | |
| 天理市上下水道事業 出(収)納取扱金融機関 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">領収日付印</div> |

年度賦課分
領収書は、5年間大切に保存してください。

下水道事業受益者負担金
1 納付通知書 下水

| | |
|--|---|
| 年度 | 第 1 期 分 |
| 受益者 (納付管理人) | |
| 様納 | |
| 下 水 道 事 業 会 計 | |
| 下水道事業受益者負担金 | |
| 納 付 書 番 号 | 納 付 額 |
| | 円 |
| 納 期 限 年 月 日 | |
| 上記のとおり納付してください。 | |
| 天理市長 印 | |
| 上記金額は収納しました。 | |
| 天理市上下水道事業 出(収)納取扱金融機関 天理市長 様 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">領収日付印</div> |

年度賦課分

(平成29年 6 月 27 日 掲 示 済)

天理市上下水道局公告第24号

平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年 6 月 27 日

天理市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長 幸 田 雅 晴

記

| 排水区域の名称 | 負担金を賦課しようとする区域（町名） |
|-------------|--------------------|
| 天理北第 9 処理分区 | 富堂町の一部 |

(平成29年 7 月 5 日 掲 示 済)

天理市上下水道局公告第25号

平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年 7 月 5 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

記

| 排水区域の名称 | 負担金を賦課しようとする区域（町名） |
|-------------|--------------------|
| 大和川第 8 処理分区 | 西長柄町の一部 |